

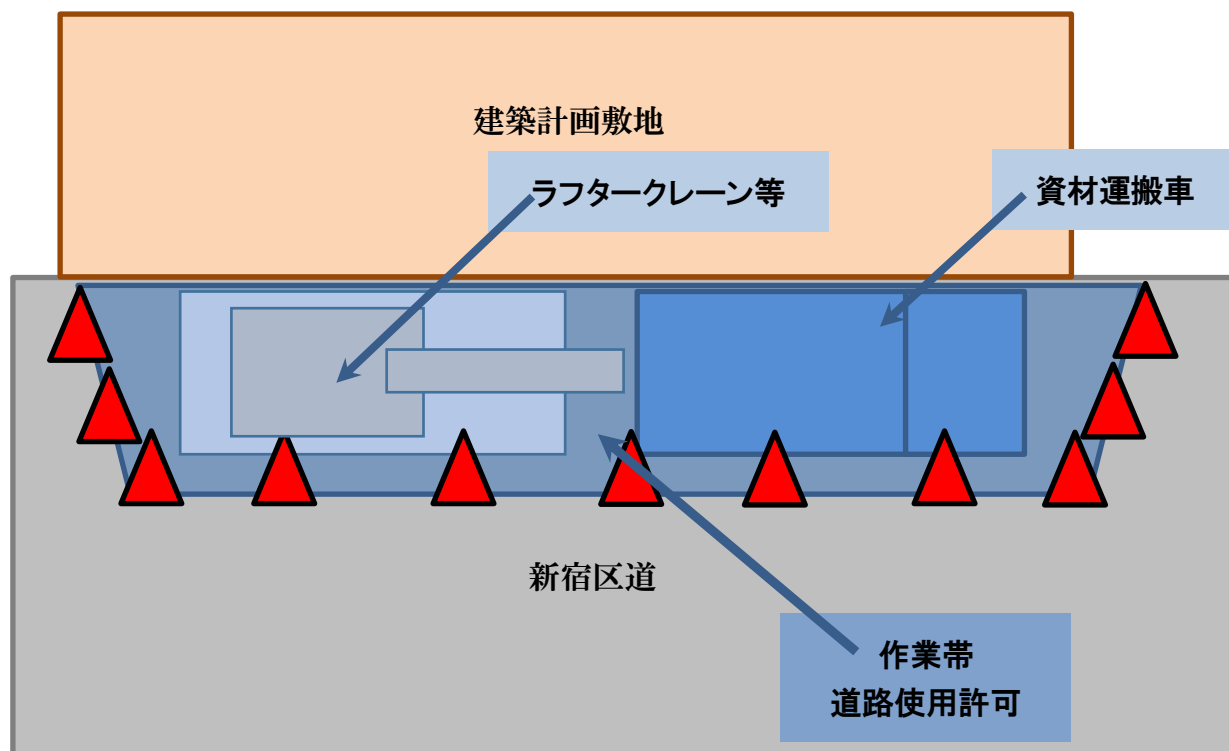
○道路上でラフタークレーン等の作業を行う業者の方へ

工事等に伴いラフタークレーン等を道路に設置し作業する場合、クレーン本体及びアウトリガー、資材運搬車等を待機させる範囲を作業帯として事前に所轄警察署で路上作業に伴う道路使用許可を取得してください。

なお、路上作業に伴う道路使用許可申請を所轄警察署に提出する際は、道路管理者の受付印が必要になります。事前に区役所**本庁舎7階3番窓口《道路課工事調整係》**へ来庁し、アウトリガーの養生方法等を説明のうえ、道路使用許可申請書（2部）に受付印を受けてください。ただし、**50t**以上の車両については**道路使用許可申請書2部のほかに、道路課工事調整係へ1部提出**してください。

※車両重量が**20t**を超える特殊車両が区道を通行する場合は事前に**特殊車両の通行許可が必要**になります。

特殊車両の通行許可申請については新宿区ホームページ<特殊車両の許可>を参照してください。



※アウトリガーの設置や作業に伴い道路を破損した場合は原形復旧が原則です。道路課工事調整係に連絡のうえ、必要な手続きを行ってください。

連絡先 道路課工事調整係 ☎03-5273-3579